

三井石油開発（株） 殿

蒸気噴出に関する環境影響評価委員会
委員長 佐藤 努

河川水質モニタリングに関する採取方法および分析方法
(答申)

2024 年 9 月 10 日付けで諮問があった「河川水質モニタリングに関する採取方法及び分析方法」について、下記のとおり答申する。

<河川水が懸濁していた場合などの対処方法>

河川水の水質モニタリングは、河川水中の砒素等の濃度を把握することを目的としており、河川水が懸濁している場合などの対応を以下のとおりとする。

- ① 時間が経過し、河川水の濁りが消失し透明度が高い状態となった時点で採水する。
- ② 定点観測地点の近傍で懸濁していない箇所がある場合、その場所で採水し水質分析を行うが、その試料の分析結果は既存の分析結果と直接比較できないため、参考データとして扱う。
- ③ 採水時に測定する濁度や電気伝導度が既存の測定値と大きく異なるなどの異常があった場合には、試料採取者が定点観測地点の周辺や河川の状況などを観察し、その状況を写真などと併せて記録するとともに、適切な方法にて採水する。
- ④ 河川水に濁りがあった場合は、まずは上記の①または②の対応を検討する。それでも濁りのある河川水を採水する場合は、通常時と同様に試料をろ過した場合と、ろ過しない場合の 2 通りで水質分析を行う。
- ⑤ 上記の事項は試料採取者等の関係者に周知の上、河川の濁りおよび現場測定値の異常があった場合には、その経緯や対処にあたっての判断等を確実に記録する。

以 上